

2022年3月16日

エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品 Version2.5」の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

「文具・事務用品 Version2」では、グリーン購入法の環境物品等の調達に関する基本方針の判断の基準に対して上位基準となるよう整合性に留意して、認定基準を制定した。今回、同基本方針の令和4年2月25日付の変更に関する閣議決定により、エコマークで既に対象となっていたテープ印字機等用カセット／テープが特定調達品目に追加されたことを受け、同基本方針との整合を図るべく改定を行う。

2. 改定箇所（追加：下線部、削除：見え消し）

以下のとおり、対象品目の別表1における記載位置を変更する。

別表1 文具・事務用品対象表

品目名	金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準4-1-1(5)を満たす交換部品は製品質量から除く。			備考 左記以外に再生材料配合率計算の分母や製品質量から除く部品などを指定
	主要材料中の再生材料の基準配合率*1	消耗部分	粘着部分	
(省略)				
額縁	70% *1			
<u>テープ印字機等用カセット</u>	<u>50%</u>	<u>インク (テープ)</u>		<u>*認定基準4-1-1(2)を満たす場合は、再生材料の基準配合率は適用外</u>
<u>テープ印字機等用テープ</u>	<u>50%</u>	<u>インク (テープ)</u>		<u>*認定基準4-1-1(2)を満たす場合は、再生材料の基準配合率は適用外</u>
ごみ箱	70% *1			
(省略)				
テープ印字機等用カセット／テープ	50%	インク (テープ)		*認定基準4-1-1(2)を満たす場合は、再生材料の基準配合率は適用外

3. 改定日： 2022年4月1日

以上